

水道事業経営の原則について

水道事業は、地方公営企業法に基づく地方公営企業として、本来の目的である**公共の福祉の増進**を図るとともに、常に効率的な事業運営を行い、企業の経済性を発揮することが求められています。（地方公営企業法第3条）

さらに、今日の水道事業においては、安全性を確保することは当然のこととして経営の軸足を効率性に移す時代となりました。

また、水道サービスの提供に要する原価は、そのサービスを享受する受益者に求める**受益者負担の原則**によって維持され、同時に水道使用者間の負担の公平を図りつつ、効率的な事業運営を達成しようとするものです。

水道事業会計は、企業の経営成績及び財政状況を明らかにするため、公営企業会計方式（複式簿記）を採用しており、事業に必要な経費は経営に伴う収入、すなわち水道料金収入をもって充てるという**独立採算制**を基本として経営されています。（地方公営企業法第17条の2）

このため、水道料金の設定にあたっては、事業運営に必要な経費に見合った料金水準を定める「総括原価主義」によるとともに、受益者負担の原則に基づき、個々のサービスの供給に必要な原価に基づいて算定する「個別原価主義」がとられています。

一般的に水道料金は、使用水量の有無に関係なく、いつでも水を供給できる体制を維持するため固定的にかかる経費として負担していただく「基本料金」と、使用水量に応じて必要となる経費を負担していただく「従量料金」から構成される「二部料金制」を採用しています。